平成24年度福岡市環境影響評価審査会
第2回部会議事の要旨

1	日　時　　平成24年11月2日（金）16：00～18：00
2	開催場所　　西日本新聞会館16階　福岡国際ホール「九重」
3	出席委員　　荒井委員　古山委員　勢一委員　薛委員　藤本委員(部会長) (50音順)
4	議　題　「福岡市環境影響評価条例施行規則・技術指針の改正について」 （１）前回指摘事項の修正について ①風力発電の設置の事業の規模要件について ②太陽光発電所の設置の事業の規模要件について （２）計画段階環境影響評価技術指針について（１） ①配慮書手続について ②計画段階環境影響評価技術指針について （３）その他
5	配布資料 資料１　本市の風力発電所の規模要件について 資料２　本市の太陽光発電所の規模要件について 資料３　計画段階環境影響評価技術指針について 参考資料1-1　風力発電所における規模要件の整理 参考資料2-1　太陽光発電所における規模要件等の整理 参考資料2-2　福岡市における風力発電・太陽光発電の設置の可能性 参考資料3-1　計画段階における環境影響評価を導入した場合のイメージ図 参考資料3-2　配慮書手続について 参考資料3-3　配慮書手続きにかかる検討事項の整理 その他資料　条例施行規則･技術指針の改正に係る審査会及び部会審議等のスケジュール（案）

【議事概要】

（１）前回指摘事項の修正について

①風力発電の設置の事業の規模要件について

○部会長　　お手元の議事次第にありますように、1番目が風力発電所と太陽光発電所の規模要件。前回皆さんに貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえて再度検討したいということです。これに関しては、今日、一応決着をつけたいと思っております。もう一つの議題が、計画段階環境影響評価技術指針でして、新しく設けられる配慮書の手続がどのようになるかということと､具体的な技術指針をどのようにするかということになっております。今日はこれを全部決めるわけではないと思いますけれども、ご提示いただいた事務局案について議論するということになります。

早速ですけれども、まず一番目の議題について事務局からご説明をお願いしたいと思い

ます。

○事務局　　資料１と資料２それに参考資料を用いてご説明をさせていただきます。前回のご意見をもとに資料を大幅に見直しましたので、参考資料が非常に分厚くなっております。これをこのまますべてご説明するのが本来でございますけれども、それをやっておりましたらほかの議題に到達いたしませんので、かいつまんでご説明させていただきます。

まず、資料１の風力の規模要件でございます。考え方として４つの視点から整理しておりますけれども、要する福岡市における設置の可能性、福岡市の社会的・地理的条件を踏まえた上で規模要件を考えていこうと思っております。

真ん中の箱でございますけれども、ここで、新エネ法の導入支援を受けられた規模が1,500kW 程度であるとか、現行条例の発電所の規模が 3,000kW 程度とか、を記載しております。

また、福岡市における設置の可能性につきましては、裏面に地図を付けております。福岡市のどういうところに風力発電が実際に付くのかというと、真ん中の風況の図面を見ていただくと、海の中道や脊振の方になろうかと思います。こういうところは、自然公園とかなりオーバーラップすることになり、風の当たるところはどうしても景色もいいところということでございます。

次に、A3 の方に移りまして説明させていただきます。まず、何をもって規模要件の指標として考えるのか。前回議論いただいたんですけれども、例えば土地の改変面積でいくべきか、単純に風車の規模・出力でいくべきか、基数の問題もございます。そこを整理したものでございます。まず、総出力と基数は概ね比例関係にあるので、総出力で見ていこうということをまとめております。土地改変面積については、総出力で概ねカバーできると考えております。

この資料をもう１枚めくっていただきますと、非常に難解な表が出てまいりますけれども、これに基づきまして、規模要件をどのように検討したかをご説明させていただきます。

まず、表の見方でございますけれども、一番上の欄に総出力を、500kW、1,000kW、1,500kW と記載しております。その下の欄は、複数基設置する場合も考えられますので、1 基の場合、2 基の場合、3 基の場合等を記載しております。例えば 1,500kW でございますと、1 基、750kW の 2 基、500kW の 3 基の場合が考えられます。縦の方向には、それぞれの項目を定めております。定格回転数は概ね 10 から 50 回転。ブレードの先端で大体同じスピードになるように設計されているということでございますので、1,000kW と 3,000kW とを比較すると、1,000kW は速く回り、3,000kW はゆっくり回る。それで、パワーレベルにはさほど大きな差はなく、98 から 100 ぐらいまでということでございます。それ以外に、風力発電協会の資料として、風速 6ｍの場合と 7ｍの場合の実測値を載せております。

諸外国のデータ等も調べてみましたが、前回環境基準でかなりお叱りを受けたところでございますけれども、やはり環境基準というのはもともと人が住んでいるところの基準でして、風力はもともと何も音がないところ、暗騒音が 30 ぐらいのところに建つわけでございます。そこで環境基準を満たすということでは、暗騒音より 15dB 音が大きくなるということになり、それはまずあり得ないだろうということでございます。例えばフランスの例ですと、暗騒音に対する寄与率は 3dB 程度にしなさいという基準もございます。ですから、

夜間の騒音基準を満足するという考え方は外して検討は進めたところでございます。あと、苦情の発生割合を示しております。また、純音成分、生物への影響等を記載しております。

出力 1,000kW から 3,000kW の間で、音によってどこかで明確に線を引くのは、難しいというのが結論でございます。

次に、シャドーフリッカーでございます。この表には最大到達距離を記載していますが、詳細については参考資料 1-1 の方に記載しております。前回は冬至のときの大学 1 年生が書いたような図面でございましたけれども、今回は地形に応じて、なおかつ福岡市の建ちそうなところで予測しております。これは参考資料 1-1 の 15 ページ辺りに労作が載っておりますので見ていただければと思います。

前回の委員会の後、北九州の「響灘風力発電所」に行って、実際に、音を聞いて、シャドーフリッカーを見てきました。あそこは出力 1,500kW で、定格に近いスピードで回っておりました。音は風切り音、上からの機械音、そして下に置いてある変圧施設のキュービクルからの音、大体その 3 種類がしておりました。シャドーフリッカーについては、まだ10時ぐらいでしたので影が短いときでしたけれども、風車を見ずに背中からシャドーフリッカーを受けると、かなり気になる、かなり遠くまで伸びるなという感じは受けたところでございます。特に福岡市で脊振等に建てた場合には相当遠く、何キロも先まで伸びるという感じでございます。

実際に設置に当たっては、夕方の 30 分とか 1 時間、風車を止めることによってシャドーフリッカーの影響はかなり軽減できる。ですから、シャドーフリッカーの影響は環境保全対策で対応できるところもあると、風車メーカーからの意見もいただいております。

○部会長　　途中ですけど、止めた例とかはあるんですか。

○事務局　　30 分ぐらい止めればいいということで、止めているみたいです。この情報源は山梨大学名誉教授の山田先生です。

次のページがバードストライクでございます。規模によって実際にどれくらい当たる鳥がいるかということですけれども、これはデータがあるものだけを記載しています。もちろんそこに生息している鳥によるものが非常に多いと思います。500kW ではトビだけで、オジロワシやミサゴが当たらないということではないんでしょうが、1,000kW 以上のものでデータが多うございます。バードストライクの例もやはりこの辺の鳥が多いということと思います。これも規模によって、差はないという感じはいたします。参考資料 1-1 の中に鳥が飛び立ってからの高さの問題について取りまとめた資料を付けております。

土地の改変でございます。ここで実際にどれくらいの改変が行われるのかを記載しております。「響灘風力発電所」は公園の海辺の方に建っておりますけれども、円筒形の脚の部分を囲っているだけで、羽根は人が通るところの上に被るような格好になっております。ですから、実際の改変面積を把握するのはむずかしいと思いますけれども、事例等から拾ったところでは、500kW では 0.8ha 程度、3,000kW では 2.2ha 程度になると考えているところでございます。

次のページに景観を記載しております。景観も参考資料 1-1 の 31 ページ以降に、グーグルアースを使ったモンタージュという格好で載せております。「響灘風力発電所」へは職

種が造園の係長と一緒に行ったんですけれども、10 基並んでいても彼は圧迫感はないという話でしたが、どうなのかなと感じを持ちました。また、少し離れた響灘ビオトープでは、ビオトープの中から見えるところに風車が10基も並ぶのもどうなんでしょうかという話もありましたが、なかなか面白くていいと同行の係長は言っていました。景観はやはり人それぞれという感じがいたします。

次の 8 ページには苦情の状況を載せております。環境省の方にも確認したんですけれども、風車の場合、苦情がかなり上ってきているということでございます。そして、この図を見ると、出力よりも風車までの距離によって苦情の発生が起きているという格好でございます。

資料 1 の最初に戻っていただきまして、そこで、どういう結論を出したかということでございます。まず、風力の規模でございますけれども、前回と同じで 1,500kW としたいということでございます。1,500kW とした理由といたしまして、一般的に設置されているものが 1,000kW から 1,500kW ぐらいであるということと、設置される中で一番小さいのは経済性から 1,500kW 程度であるということからです。しかしながら、苦情の問題もございます。それより小さいもの、今考えているのは 1,000kW でございます。1,000kW 以上のものを設置する場合には、500ｍの範囲内に住居があるときにはアセス対象といたします。500ｍ以内に住居がない場合には 1,500kW からですよということにしたいと思っております。また、自然環境保全の上で重要な地域についても、同じように 1,000kW でアセス対象にしたいと考えております。これについては、諸外国でも同様の事例がございまして、例えばデンマークのホームページを見ますと、風車の高さの 4 倍の距離の中に住居があってはいけないとなっています。これは複数台建てたときで、単基の場合には規制にはならないということですけれども、デンマークでは風車の高さ掛け 4 を一つの指標にしています。風車の高さ掛け 4 というと、1,000kW くらいのもので 400ｍ程度になります。安全側で 500ｍにすると、諸外国の規制ともある程度合致すると考えているところでございます。まとめますと、風力の規模については、行政的判断といったらおかしいですけれども、1,500kW で考えさせていただいたということです。また、500ｍ範囲内に住居がある場合については規模要件を下げるということと、自然公園地域等につきましても同様に規模要件を下げるということでございます。

次に、資料 2 の方をお願いいたします。太陽光につきましては、設置場所の植生自然度等で規制できないものかと、専門家の先生にもご相談に乗っていただいたんですけれども、植生自然度等で切るのは難しいということでございました。北九州の例を何回も出してますけれども、響灘ビオトープにように 20 年間ほったらかしていたらビオトープになった。そういう事例もございます。造成済みのところ、造成を伴わない場合に、メガソーラーを付けるときは造成じゃないからという話になってしまいます。これはちょっと余談になりますが、もちろん、生えている木を切る場合には対象になるんですけれども、ちょっと気のきいた業者であれば、申請前にそこに砂を入れるとか、木を切ってしまって自然度を下げてしまえば対象にならなくなる。抜け道はいっぱいある。植生自然度か何かで切られないかと大分考えたんですけれど、自然度で切るのは非常に難しいと考えております。

また、造成して太陽光がコスト的に合うのかどうかを、少し別の角度で検討しました。福岡市西区の中田というところに埋立処分場がございます。そこに 1ha で 1 MW の出力のメ

ガソーラーを設置いたします。これにお金が幾らかかるかという話ですけれども、今は42円で買い取ってくれますので、年間4,000万円ぐらい売電できるようになっております。福岡市の場合はリースで行いますが、年間700～800万円程度の利益が出るような格好です。この場合は土地代が全く只でございますし、附帯設備がすでに整っています。仮に汚水が出たときでも、汚水処理場を持っておりますので、その費用は全く発生しません。それで単純に置くだけで年間800万円ぐらいの収益になる。これを民間がやった場合に置き換えますと、事業者が土地を借りてとか、土地を造成してやるとなると、儲けと言ったらおかしいですけれども、あまり利益につながらないと考えております。

そこで、太陽光の規模要件ですけれども、その植生自然度等が難しいということもございましたので、太陽光の考え方につきましては、資料2の1ページ目ですけれども、これまでの考え方と同じく、特定区域5ha以上、市街化調整区域10ha以上、市街化区域20ha以上の造成を伴うものについて、太陽光をアセスの対象としたらいかがかなと、事務局の方では考えているところでございます。太陽光と風力の規模要件については以上でございます。

○部会長　　前回の部会では、風力発電1,500kWという事務局案が提示されて、その1,500kWの根拠について多くの議論がなされたかと思います。その中で、その規模と実際にアセスをやる環境影響との関連性をもう少し科学的に見られないかというのが1点。それから、実際に影響がありそうな地域によってメリハリが付けられないかというのが1点。その2点が論点だったかと思います。それに関して、今ご説明いただいたように、短期間でいろいろ調べていただいて、大分リアリティのあるデータになったかと思います。結果として、事務局として提案していただいているのは1,500kWの規模はそのまま、ただし、500m以内に住環境といいますか、住居等があるような場合には1,000kWのものについてもアセスの対象とするという案になっております。

それから、事務局案の「また」以降は、あるものを修正する場合です。既存の発電所を少し増やすといった場合には10%以上、あるいは300m以上離れた場合はアセスをしなさいという規定が原案かと思います。ということで、まず一番目の風力発電についてご意見を承りたいと思います。

○委員　　この場合の住環境というのは、どんな定義でしょうか。

○事務局　　事務局で考えているのは、まず、住んでいる実態があるということです。諸外国の例を見ても睡眠閾値というのがよく出てまいりますので、そこで寝る人がいるということで考えております。

○委員　　1世帯でも。

○事務局　　1世帯でも，ということです。昼間だけ使うところは住居とは見なさないということです。

○委員　　資料１の８ページの苦情の状況を見ると、1,000kW の場合、約１㎞ぐらいまで結構苦情が出ているんですけれども、1 ㎞まで広げるというのはかなり広い範囲になると考えられますか。例えば、脊振の山頂に入れた場合、実際どれくらいまで民家が入ってくるんですか。

○事務局　　脊振の山頂に入れた場合ですけれども、シャドーフリッカーの図面を見ていただければわかりやすいと思います。参考資料 1-1 の 54 ページに図面を載せております。1 ㎞が大体 2cm 弱ぐらいでしょうか、スケールが右下のところに入っています。建つ場所としては、稜線のところだろうと思います。どこに住居があるかということでございますけれども、住居としてはかなりまとまった集落となっております板屋の辺りでも１㎞以上は完全に離れるということになります。

苦情についての説明を忘れておりまして、申しわけございません。資料１の４ページでございますけれども、この表の騒音･低周波音ところで、静穏地域 30dB において 10dB 以上増加する距離と、3dB 以上増加する距離を上げております。1,000ｍでいうと 1,500kW のものが１基定格で回ったときは 3dB ぐらい上がるということになっております。その 3dB をもって耳障りだということになれば、やはり１㎞でも苦情が発生すると考えております。

○委員　　８ページの苦情の状況というところに図がございますけれども､シャドーフリッカーの苦情も入っているんですか。

○事務局　　これは騒音と低周波だけでございます。

○委員　　1,000kW で１㎞以上のところにも印があるように見えますが。

○事務局　　風力発電は古くなってくるとボルトが外れたりで、メカニカルノイズがするものが結構な数あるとはお聞きしております。ですから、そういう場合は、少々遠くても何デシベルかは上る。そうすると、全く静穏なところであれば、3dB とか 2dB アップでもやはり気になる。夜中じゅう回るわけでございますので、そういった事例も考えられるということでございます。

○部会長　　風向きが問題なんです。風上と風下で理屈の上で予測計算ができなくはないんですけれども、必ず風があちこち回るわけで、風車も回る。現場に行って住民の方話を聞いてみると、風上側にあると今日は聞こえませんとか、風下側になったときにうるさいですと言うんですよ。それが１㎞以内というわけではなくて、結構遠方まで聞こえているようです。必ずそう状況のときばかりに我々は調査に行ってるわけではないので分からないんですけれども、近辺でアンケート調査をやって話を聞いてみると、ずっと住んでる住民の方は今日は大丈夫ですけど、風向きがこうなったときにうるさいとおっしゃっています。だから、1,000ｍより離れても苦情はないことはないと思います。場所と風向き、風の強さとかによると思います。

○事務局　　我々が調べた中では、風車の方向によってかなり音が変わるということで、後でお回ししますけれども、黒いところ、今先生がおっしゃられたんですけれども、正面方向の場合が非常に音が届く、横向きになっていると音が余りいかないということです。

○委員　　2 点質問がありまして、一つはアセスメントの制度以外でこういう風力発電施設についてチェックを入れるような市の制度があるのかという点。もしあるようであれば、どういう条件で入っているのか。もう 1 点お伺いしたいのは風車の構造とか高さによって違いというのがどのくらい出てくるのか。そのあたりを教えていただければと思います。

○事務局　　まず最初のアセス以外の制度はどうかということでございますけれども、アセス以外では、宅地造成で引っ掛かるかどうかでございます。1,000 ㎡以上のものであれば開発の事前審査という形になり、土地の開発ということで引っ掛かってきます。それが一つございます。それとあと一つは、市の独自のものでございます。これは公共がメインになりますけれども、アセスにかからなくてもある程度大きな規模の事業を行う場合には調整会議というものに上げていただいて環境局から意見を言うという形になります。
　高さによって風車はどう違うかということですけれども、風力は、一般的に脚があってブレードが付きます。同じ出力のものであっても風をとらえやすいところを求めるため、地形条件によって発電機が付いているナセルの高さはかなり増減するということでございます。発生する音は、構造や高さだけによるものではないと聞いております。昔はナセルの後ろ側に羽根が付いたものもあったんですけれども、低周波を発生するということで、今は全部ナセルの前に羽根が付いていると聞いております。それともう一つは、羽根の先端のスピードは一定だということで、1,000kW でも 3,000kW でも余り風切り音は変わらないということになっております。

○部会長　　工学的な回答ではないんですけれども、九大の実験のものは別にして、構造という意味では似たような構造にはなっているんですが、正直、発生音は違いますね。メーカーによって違うんです。大きめの音になるメーカーというのは大体わかっている。ですから、アセスでやるときにの対策の一つとしては、よく言われる低騒音型とか、そんなことは言っていく必要があるとは思います。恐らく価格の面とか、あるいはそれ以外の政治的な絡みとかで機種が決まっているだろうと思うんですが、現実にはメーカーさんによって大分発生音が違います。音の種類も何となく違いますね。

○委員　　500mがやっぱり気になっています。前回よりも細かく調べていただいているので、根拠としてはすごくわかるんですけれども、例えば同じ 500mでも、平坦地の 500mと山間での 500mでは随分違う。私も北九州の風力発電には何回も行っていますけれども、ああいうところだと 500mちょっと離れていても、先ほど部長もおっしゃっていたように、景観的にはかなり威圧感を感じる人もいるんじゃないかと思うんです。この辺はどういうふうにお考えですか。

○事務局　　500mは、景観というよりも騒音の影響ということで考えておりまして、景観

についてはどこにいてもある程度は見えますので、距離だけではないと考えております。500mはあくまでも騒音の影響、睡眠閾値等から考えてのことです。

○委員　　500mというのと1,000kWというところでお伺いしたいんですけれども、1,000kWは何か根拠があるのでしょうか。

○事務局　　今、実際に施工されているのを調べたところ、1,000kW 以下というのはほとんどなくなってきていることからです。

○委員　　500m以内でちょっと気になったんですけれども、今、風力発電所というのは、どこにでも建てられるんですか。どこにでもというのは、住宅地であろうと農地であろうと商業地であろうと、どこでも建てられるんですか。

○事務局　　特に都市計画上の縛りがない限り、今のところどこでも建てられます。

○委員　　そういう意味で言うと、先ほどの住環境等の定義の中に住宅地として区分されているものを含めるんでしょうか。

○部会長　　1軒でも住んでいる実態があればということでしょう。

○委員　　住宅地に近いところに1,000kW以下でも200kWが建った方が、数10軒が建っている山の中への影響よりも大きいんじゃないかなというふうに思っていて、この住宅地と定義されるところに関しても何か引っ掛けられないかなと思ったところなんですけれども。

○事務局　　そこの部分も検討はしていたんですけれども、実際問題として経済効率から考えたときに1,000kW以下のものを建てたときには複数台立てないと、多分サイトとしてペイしないのかなと考えております。風レンズ風車であれば違いますけれども、現在、通常商業ベースに乗るような風車タイプというものであれば500kWか、それ以上のものが複数台建つので、1,000 kWというところで、ある程度はカバーできると考えております。
　どれくらいの風であれば設置してもほとんど意味がないようなものになってしまうのかということも、調べております。参考資料1－1の37ページのカットイン風速というところです。風車というのは、ある程度風が吹かないと回り始めない、発電し始めません。そこがカットイン風速になります。一定以上の風速になり、その機械が持つ定格出力を出すところが定格風力で、ここの図では15m/s となっています。25m/s 以上の風が吹けば、危険ということで風車が止まり、これをカットアウト風速と言います。風況の概況が資料1の裏のところにありますが、街の中を見ると、緑のところ5～6mぐらいの風速です。37ページの左下の表を見ていただくとお分かりになるかと思うんですけれども、通常、カットイン風速というのはほとんどどの機種も似たような風速です。街なかではカットイン風速前後の風しかなく、余り回らないのではないかと我々は考えております。

○委員　　能古島は考えないということですか。

○事務局　　標高も見てみたんですけれども、恐らくこのオレンジのところはそこそこ高く、80m以上の標高で特定区域であったと思います。

○部会長　　懸念されることを完全に解消するような条件というのは考えられないと思いますし、私たちが主張しました意見を大分反映していただいているように思いますので、いかがでしょう。現実的な線として1,500kW、それから、500m以内に影響のありそうなものがあるときには1,000kWでアセスをやるという条件になっているので、この辺でこういう要件にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
　では、風力発電はこれで決まりましたということで、太陽光発電の規模要件に移らせていただきます。

（1）前回指摘事項の修正について
　②太陽光発電所の設置の事業の規模要件について

○部会長　　規模要件は資料2の下の方にありますように、特定区域5ha、市街化調整区域10ha、市街化区域20ha以上、軽微修正等の要件もその他の土地造成と同様ということですが、この辺についてはいかがでしょうか。
　前回議論になった悪意があることに対しては防ぎようはないんですけれども、条例として規模要件をということになると、何らかの数値でやるしかないかと思います。いかがでしょうか。こんなところでよろしいですかね。修正要件がちょっと気になるんですけれども、よろしいですか。

○委員　　今の修正要件のところは、風車のときはこの程度以上の修正ならばと読めましたけれども、ここは全く同じというのはどんなことでしょうかね。

○事務局　　修正要件というのは、アセスをもう一度やり直すかどうかという要件でございまして、この要件の中であれば再度アセスはしなくてもいい。それを超えるようであれば、もともとの事業の内容と変わっているので、もう再度やってくださいという要件でございます。

○部会長　　例えば市街化調整区域に20つくっていて、次に10追加するといったときにはいいんですか。

○事務局　　現状で10%未満と置いていますので、1割ですね。

○部会長　　1ページ目の四角の中では「軽微修正等の要件と同様」と書いてありますが。

○事務局　　説明が足りないところがございまして、申し訳ありません。同様というのは

「今までの土地改変の考え方と同様とする」ということでございます。

○委員　　前回、普通の宅地開発であれば何%か緑地を取りなさいという縛りがあっての開発であるのに、太陽光が住宅地開発と同じ基準であると全面緑地なしになる可能性があるので、同じ面積でよろしいんでしょうか申し上げたところでした。もうこれでもいいのかなと今思っているのは、法アセスで対象としていないところを市は条例の対象にしようとしている。そうすると、法アセスの対象から突出した厳しいことをやるのもいかがなものかと思っています。ただ、宅地の開発と全面パネルが置かれるかも知れない開発というのが同じであるということには、やはり違和感を感じるところではあります。アセス以外で縛るような法令がないというところも問題なんだろうと思いますけれども、そういう場合、面積は全く一緒でいいのかというところはやはり気になるところではあります。

○部会長　　今、先生がおっしゃったようなことは、今までは緑地が少しあるのに全部覆ってしまって太陽光発電のパネルになってしまうのは、やっぱり環境保全上よろしくないというような意見をアセスの段階で言うということは可能ですよね。

○委員　　アセスに引っ掛けるための数字であり、アセスにかかった段階で指導なり、そこで発言ができる。今の制度の中では致し方ないというところで了解したところであります。

○委員　　そのかからない範囲でチビチビやっていくというような方法というのはできるんですか。

○部会長　　それは防ぎようがない、法的に何かうまい仕組みの中でアセスを上手に引っ掛けるというのは、ちょっといいアイディアが浮かばないということでしたね。

○事務局　　ただ、先ほども申し上げましたが、1,000 ㎡以上の開発というのは開発の許可が必要になりますので、例えば1,500 ㎡開発してパネルを置くということであれば、我々は意見を申し上げる機会ができますので、その都度その都度に意見を申し上げていこうと思います。

○部会長　　では、太陽光発電所の規模要件に関しては、このようなことでよろしいでしょうか。了解いただいたものといたします。

（２）計画段階環境影響評価技術指針について（１）
　①配慮書手続について

○部会長　　議題の（２）計画段階環境影響評価技術指針について、まず、事務局にご説明をお願いします。

○事務局　　議題（２）は「計画段階環境影響評価技術指針について（１）」ですが、①と②に分けています。まず①の「配慮書手続について」で、配慮書手続一般についてご説明させていただきます。

それでは、資料３の上の枠をご覧ください。

法改正に伴う配慮書の手続の新設を受け、事業の早期段階における環境配慮を図るために、現行の方法書手続よりも前に計画段階配慮書手続を条例に追加することとしました。本部会におきましては、そのマニュアルである技術指針を検討していただくということでございます。

この下の枠の方には、環境審議会で制度のあり方として答申をいただいた内容を掲載しておりますが、要約すると、法に準じた制度を導入すべき、個別事業にはそれぞれ特性があるので、どの事業にも適用できるような柔軟な制度にすべきということです。

詳細につきましては参考資料 3-2 の方をご覧ください。左下に改正法における配慮書の手続の位置づけを記載しております。左の縦列が事業の立案・実施の流れを、右の縦列に該当する環境影響評価の流れを示しております。

事業の立案・実施の流れを上から見ていきますと、個別事業の計画には政策段階、あるいはより上位の計画段階がございます。ここでは全体的な方向性が記載されるだけで、個別の事業の記載というものはございません。

次に、個別事業の計画の立案段階でございますが、ここで事業の位置・規模・施設の配置や構造を検討いたします。どこに立地したいとか、あるいはどれぐらいの規模にしたらいいのかとかいうことについて、多くの場合は複数の案を検討する段階になっております。計画立案後は、計画・実施段階で事業化を進めていくという流れでございます。現行のアセスの制度では、この個別事業の計画・実施段階で適用しておりましたが、今回の配慮書手続はこの現行の手続の前の計画立案段階に導入するものでございます。こちらの手続に関しましては、複数の計画案それぞれについて、環境影響について取りまとめて、それを配慮書という形で取りまとめて公表し、市長意見などの手続を課すものでございます。

この手続の導入効果でございますが、右側の枠をご覧ください。1 ポツ目ですが、事業の位置及び規模等の検討段階で地域の環境情報の把握や事業の環境影響の検討を行って、その結果を計画の意思決定に反映させて、重大な環境影響の回避・低減を効果的に図ることを目的としております。つまり、重大な環境影響について、事業の早い段階から回避・低減について配慮してほしいというのがこの手続の趣旨でございます。したがいまして、この配慮書手続は現行の手続と同じように、調査・予測・評価を行っていきますけれども、配慮書手続については、重大な環境影響の回避・低減というものに特化した形で行うことになっております。その他、付随する効果といたしましては、3 つポツに書いております。

1 ページめくっていただき、条例改正後の配慮書手続の流れの概要として、フロー図が書いてあります。左の列が事業者、真ん中が市長、右は市民等、このような手続になっております。事業者は、まず計画段階配慮事項の検討を行います。事業の位置・規模等の複数案について調査・予測・評価を実施するものです。現行の手続でいえば、環境影響評価の実施と呼ぶことになりますが、配慮書は先ほども申し上げましたとおり、重大な環境影響の回避・低減について特化するものですので、計画段階配慮事項の検討と呼び方を区別しております。

計画段階配慮の方向につきましては、市長の方から矢印が出てますとおり、現行の手続と同じように市長が技術指針を定めて、運用マニュアルを提示することとなっております。こちらの内容については、今回ご議論いただくことになっております。この検討事項を取りまとめた後は、配慮書を作成して、公表後は市長意見、あるいは市民意見の聴取の手続を事業者に課すということになっております。

具体的なイメージを示すため、漫画チックなイラストを参考資料3－1に載せています。一番上に取り上げている環境といたしましては、山があって、その麓には住環境があって、山から流れてきた河川の中流域にはトンボの重要な生息地があると仮定した場合でございます。このような環境の河川沿いに始点から終点まで道路を敷設する事業があったといたしまして、A案からC案まで3つのルート案を検討したということにします。表の左側半分の流れは現行のアセス制度の手続を示しております。B案では重要な生息地が消失してしまうにもかかわらず、計画立案段階のアセスの手続がないので、経済・社会面だけを考えてB案を計画に決定してしまうという可能性がございました。もし計画が決定されたら、次は現行でのアセスの手続ということになりますが、消失する生息地は代償措置として移植などが実施されたわけです。こういうところがアセスの限界であると今まで言われておりました。右の列の計画段階アセスの手続を導入した場合でございますが、ルート案を検討する段階で、それぞれ複数案について環境影響を比較いたします。これは現行の手続と同程度のものを実施するのではなくて、例えば住環境があるので騒音、河川があるので水質、重要な生息地があるので動植物とメリハリを付けてアセスを行い、重大な環境影響の回避・低減の観点に特化するものでございます。その内容を、薄緑の表に書いておりますように整理して、配慮書を作成することになります。その後、事業者の意思決定、計画の決定になるんですけれども、そのときには、経済・社会面だけではなくて、配慮書で取りまとめた環境面も意思決定する上での参考資料として考慮してもらう。経済・社会面からだけ考えたらB案となっていたけれども、重要な生息地が消失する可能性があることを事前に知っていれば、ここを回避して、例えばA案・B案の折衷案としてそこを避けたという理想的なストーリーでございますが、こういったことも考えられます。このように早期の段階で重大な環境影響の回避・低減の観点から調査・予測・評価を行って、その結果を計画の意思決定に生かしてもらうものが配慮書でございます。まずは配慮書の説明ということで、一旦ここで説明を終了させていただきます。

○部会長　　配慮書の効果のイメージについて説明がありました。ちょっと抽象的ではあるんですけれども、示された例は理想的過ぎるような例で、いつもこんなものにはならないんじゃないかとは思うんですけれども、まず、この段階でご質問等をお願いしたいと思います。

○委員　　計画段階でやればましになるというのはみんな思っていたことですので、大変いいことだと思うんです。当然、これはアセスにかかるものについての話ですよね。

○事務局　　対象事業はアセスにかかるものということでございます。

○委員　　他の自治体の検討状況とか、先行事例とかはわかりますか。

○事務局　　福岡市はわりと早い動きをしている方ですけれども、川崎市や横浜市・東京都は既に導入をしております。あとは名古屋市や愛知県に動きがあります。動きがある一方では、実際に法が施行になっていないので、それを見極めてから導入しようという自治体もございます。

○委員　　いずれにしても大変よいことだと思います。市長から技術指針として矢印がある部分、これは技術指針という書類あるということですか。

○事務局　　技術指針はマニュアルとして前もって作って置くということでございます。

○部会長　　それが我々のタスクです。それを作ろうとしているところですね。
　質問ですけれども、参考資料3－1の例だとＢ案ということになって、以前だと、このＢ案が決まった後に方法書がスタートしていたんだけれども、配慮書ではＡ案とＢ案とＣ案と3つを検討して、Ａ・Ｂ折衷案になったということを配慮書の中に書くんですか。

○事務局　　流れとしては、配慮書では環境影響についてのみ取りまとめます。

○部会長　　Ａ案、Ｂ案、Ｃ案の3つをこんなふうにして検討しましたということを配慮書の中には書くんですか。

○事務局　　配慮書の中には書かずに、それは配慮書を作った後に検討して、その後の方法書の中に記載するということです。

○部会長　　配慮書の中には何を書くのかという質問をしているんです。方法書以降は今までもいろいろ経験し、わかっているんですけれども。

○事務局　　配慮書は意思決定する上での参考資料をつくるというようなイメージでございますので、この薄緑で書いたところ、環境影響を比較整理した表を作成するということになります。

○部会長　　Ａ案、Ｂ案、Ｃ案を考えました。だけれども、こういう理由でＡ・Ｂ折衷案にしましたということは配慮書の中に書かないんですか。

○事務局　　Ａ案にしたら環境影響がこうなりますよ、Ｂ案にしたらこうなりますよ、Ｃ案にしたらこうなりますよというものをまず配慮書の中で整理する。その整理した資料をもとに、事業者が意思決定に臨むということになります。

○部会長　　配慮書には、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案の環境影響の比較は書くんですよね。結論が

出た後は、方法書以降はＡ・Ｂ折衷案しかいかないわけですから。

○事務局　　結論までの記載はないです。

○部会長　　結論まではないけれども、それぞれの案の特徴を並列で書く。長所・短所を書くということですね。

○委員　　ＳＥＡで私も疑問に思っているのは、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案の環境の面まで考慮するんですよね。経済性だけではなくて。

○事務局　　配慮書の中では経済性・社会面というのは今のところ記載は考えていません。

○委員　　ということは、最初から折衷案を出してくるということも考えられるわけですよね。この例は理想のポンチ絵ですけれども、現実としては、配慮書の段階でちゃんと環境まで配慮した案が出てくることもあるということですよね。

○事務局　　そうですね。事前にその情報を知っていればそういうこともあり得ます。

○委員　　例えば動植物もちゃんと調べて、ここの生物たちはいなくなるというのはわかった上で出してくるということですから、最初からそういうことはできないから事業者が折衷案の方を出してくるということもあり得るわけですね。

○事務局　　それは十分あり得ると思います。

○委員　　そのときはオーケーを出すということだけですね、審査というのは。

○事務局　　どれがいいという言い方まではいかないんですけれども、環境上整理したらこうなるので、この案だったらここに気をつけなさい、この案だったらここに気をつけなさいという言い方になると思います。

○委員　　必ずしも複数案を並べて良し悪しを決めて、だからこうやるというようなことを書かない場合もある、書かなくてもよいじゃないか。ですから、Ｂ案ならＢ案を選んだ根拠みたいなことをちゃんと説明したものがあれば、それが配慮書であるという場合もあり得るわけですね。

○委員　　配慮書については東京とかはやっているけれども、実際に運用されているところはまだ余り聞きませんよね。だから、そこの内容を全部見ているわけではないんですけれども、例えば経済性だとか利便性だとか人の生活の面から案をつくっておいて、そして配慮書の中で環境を調整していくのかなと思っていたんですけれども、そうじゃなくて、ちゃんと環境の面まで検討した上で配慮書を出してくるということなんですよね。

○事務局　　今考えているのは、環境の面を配慮するために配慮書を取りまとめるというイメージになります。

○委員　　だから、技術指針は、例えば生物環境をきちんと把握しなさいということになるわけですよね。

○事務局　　そうですね。こうこう、こういうふうにして把握しなさいと。

○委員　　制度の確認です。条例の方でどのような規定になっているかというのを教えていただきたい。先ほど議論になった複数案を設定するというのは、技術指針の内容としては、原則として複数案を設定して評価するようなことをまとめると書いてあるんですけれども、条例の条文ではそれは具体的な義務になっているのかという点と、あわせて、対象事業は条例対象事業すべてとなっていますけれども、これは民間事業も入るということになるんだと思うんですが、実質的にどのくらい民間事業が入り得る可能性がありそうなのかという点。もう一点は、ティアリングというか、手続の省略、配慮書の手続をやっているので、方法書以降の手続で省略や簡略化されるような手続が条例で想定されているのか。例えば東京都の条例はそうなっていたと思いますので、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○事務局　　まず、複数案の設定ということですが、条例の書きぶりでは、技術指針の定めるところによって、1 つまたは 2 つ以上の事業の実施が想定される区域について検討を行わなければならないという書きぶりになっております。

民間事業の件数につきましては、今までの条例アセスの案件が 8 件ございまして、その中で民間事業は西南大学のグラウンドとＵＲの建替えの 2 件ございました。福岡市の特徴といたしましては、概ね公共事業がほとんどで、これからも公共事業が多いのではないかと考えております。

ティアリングにつきましては、手続きの簡略化というところまでは考えておりません。有効活用できればというところで記載したいと思っております。後ほど、具体的な話の中でご説明させていただこうかと思います。

○事務局　　民間事業について若干補足させていただきますと、民間事業の場合には、公共事業と同じように早期の段階からやると非常に問題が大きかろうと思っております。配慮書の提出時期によって、大きく左右されてくると思っております。ですから、民間事業者に対して配慮書の手続を担保できるよう、どこまで方法書の手続き段階に近づけて、技術指針等で配慮書の提出を認めるかを検討しております。

○委員　　そうすると、この計画段階配慮手続というのがどのタイミングで実施されるのかというのは、対象事業によって変わるのに加えて、民間か公共事業かによっても変わるということになるんでしょうか。

○事務局　　そこのところは具体論になってきますので、次回に提示をさせていただきたいと考えております。各事業によって若干異なる取扱いになるのは間違いないと考えております。

○委員　　ここで議論する技術指針はすべての事業に対して使うというものになるのであれば、通常の事業アセスのものよりかなり幅の広い調査を想定して中身をつくらないといけないということになるということですね。

○事務局　　そうですね。かなり幅広な規定になってくると思います。

○部会長　　この配慮書の意味を今一度確認するんですけれども、このフローでいって、例えばＡ案、Ｂ案、Ｃ案を出して、複数案について調査・予測・評価をして配慮書をつくれとなっていますよね。調査・予測・評価をして配慮書をつくって、この一枚もののように、Ａ案はこうだ、Ｂ案はこうだと並べますよね。評価するわけですから、◎だったり△だったり×だったり、こういうものが付いているわけですね。これが上がってきたとき、市長さんが必要に応じて専門家の意見を聞くとして、専門家は具体的にどのような意見を言うのですか。

○事務局　　この時点での調査・予測というのは、既存資料をもとに調査して、簡易な予測方法を想定しております。ですので、実際の実地調査は原則としては想定していません。ここで専門家の意見で想定しているのは、もし既存資料の紙媒体で存在していなければ、環境情報を専門家に聞きに行く、要はヒアリングに行くということをイメージしております。

○部会長　　方法書や準備書の段階で市長さんや専門家が言う意見と、ここでの意見は本質的にどう違うんでしょうか。

○事務局　　法律で、配慮書をつくって市民、国民とかの意見を求める場合でございますけれども、事業者が既存資料を収集する際、必要な環境情報が抜け落ちている場合がございます。それに対して、まず市民の方等から環境情報をいただくというようなことが一つあります。また、市長の意見につきましても同様でございます。事業者がＡ案、Ｂ案とかについて検討した結果に対してというよりも、事業者が判断をする上で必要な資料の収集に対しての意見ということになろうかと思っております。

○部会長　　Ａ案、Ｂ案、Ｃ案が出て、最終的にＡＢ折衷案になるというシナリオの中で言うと、市長さんや第三者的には、例えばＤ案が同じ事業目的にはいいよと言う意見はいえませんか。

○事務局　　現在のところ考えられているのは、複数案出してきたときに、そこの複数案

を検討した内容について、それが妥当性があるかどうかということについてチェックをするということです。

○部会長　　これがいいよとか言うわけでもない。それはあくまで事業者が決めることですね。

○委員　　この２枚目の流れで、今おっしゃった内容でいうと、計画段階配慮事項検討結果をまとめて周知した後に市民からの意見が入るんですか。そうすると、市民からの矢印が入ってくるということになるんですか。

○事務局　　市民の方から事業者の方に点線で入っている部分です。実はこれは義務化ではないんですけれども、ここは聞くように努力するという規定をつくっております。

○委員　　だから、周知を受けて、市民等のところに意見書が出てきてという、そういうことですか。市民の意見書というのは、これは配慮書についての意見書ということですね。

○事務局　　そうです。

○委員　　私は計画アセスというのは非常に重要だと思ってきました。具体的にどうやるかを検討する技術指針というのは特にものすごく大事だと思ってます。極端な話のお尋ねですけれども、中止というのはあり得るんですか。

○事務局　　我々から中止を求めることはできないですね。そういう趣旨のものではなくて、それぞれの案を考えて、それぞれについての環境影響がどうかを事業者に事前に知ってもらうというものです。何も考えずに計画を立てるということではなくて、今後は環境面についてもちゃんと調べて、計画を決めるという趣旨のものでございます。

○委員　　私も中止というのはないだろうというのは頭には一応入っているんです。じゃあどれだけの資料で配慮書を検討していけるのか。例えば個人的に聞いていただくもので、個人的にある程度の情報をもっている分についてはわかるんです。でも、基本としては、業者さんが配慮書の中で調べた内容からある程度判断するというのが指針の方向ですか。

○事務局　　指針の中にどういったものをどういうやり方で調べなさい、それをどういう内容で予測しなさいということ、一般的な内容でございますけれども、これら記載した技術指針に基づいて配慮書をつくってもらうということです。

○委員　　そういう意味においては、配慮書は方法書とかなり重なる部分が出てくると考えていいんですか。

○事務局　　先にも申し上げましたけれども、簡易調査、簡易予測ですので、現行の環境

影響評価の実施とは重なる部分はそんなに大きくないので、そのまま適用するということは難しいと考えております。けれども、ある程度は後々の手続についても利用してもらいたい、むしろ利用すれば次の段階のアセスの効率化を図られるとは考えております。

○委員　　専門家がその場所についてよくわかっており、ある案では環境配慮を幾らしても取り返せない影響があると思ったときに、専門家はこの案はやはり避けるべきだということを言うことができるのが計画アセスの真髄のような気がしていましたけれども、今のご説明では変えさせるとか止めさせるということはできないというお話のようでした。そういうものですか。

○事務局　　事業計画そのものに対して、止めなさいということはできないというのは事実でございます。配慮段階での意見につきましては、例えばこの川には何がいるけど配慮が足りないよとか、この辺のところが漏れ落ちているとか、かなり厳しく意見を言うことによって、真綿で首を締めるような言い方にはなろうかと思いますけれども、事業者的に厳しい方向にはなろうかと思います。配慮書をもって、この事業自体が中止すべきだとは言えないんですけれども、配慮書のこの検討事項は甘いということは言えるかと思います。

○委員　　多分そうだと思います。止めろということはないとは思います。多分、この段階での調査というのは文献ぐらいだとのお話ですから、今までも方法書の段階でその程度のことをやっていくうちに何か大事なものが見つかって、それに相当配慮をしてやるんだけれども、基本的な線は変えられない中で配慮をするので、十分な環境に対する配慮にならない。こういうところが、方法書以降のこれまでのアセスの少し足りない点だというで、計画アセスが大事だということになってきたんだと思うんですけれども、余り変わらないことになりかねない。詳しい調査を各般についてやれと言っていいなら、それもありかもしれないけれども、それはとても要求できないですよね。そうすると、A案が本命なときに、それより明らかに不利な案をくっつけて、いろいろ検討した結果この案にしましたということをよく会議でもやっているじゃないですか。そんなことでこの段階を済まされ、これが一番ましかというようなことしか市からは言えないというようなことになったら、あまりこの計画アセスを導入したことが役に立たないという可能性もあるような気がするんですけれども。

○事務局　　条例の本体が見えない中で技術指針だけの議論を今日お願いしたところがございます。条例の中でどういう規定をして、施行規則の中で、配慮するにはどういうことを書いて、配慮書を受けて方法書をつくるときにどこを反映しろという条例の組立てがございますので、次回はそこからご提示しまして、技術指針はその中でどうやっていくかをご議論いただければと思います。今日はそもそもの条例の組立ての部分が抜き落ちており、配慮書が次の現行のステップにどう反映されるかが少し説明不足でございますので、そこについては、毎回次回に宿題をどんどん残していく検討会になっていますけれども、次回にご説明させていただければと思います。

○部会長　　制度そのものはこの部会で議論することではないと皆さん理解はしているんですけれども、新しいことを導入する以上は、今まで方法書からスタートしたときよりいい方向に動かないと意味がないように思うんです。そのいい方向というのは、Ａ案とかＢ案とかＣ案とか出たときに、わざわざ悪い案を取らないでほしいとか、重大な影響を及ぼしそうなのがＣ案なので、Ｃ案は絶対とらんようにしてよね、みたいなことが言えるようなプロセスになっていればと思うんですが。

○委員　　配慮書の手続きの流れで、配慮書ができて公表する。そこへのフィードバックは基本的に市民からはないようになっていますよね。市長からの意見は勘案になっています。勘案した結果の配慮書の改定というプロセスが入っていないですよね。それで、多分改定のプロセスというのは、事業の内容と方法書への反映というこのプロセスの外に出ることになるので、市長が何を言おうが、市民が何を言おうが、悪意の事業者だったらできちゃうということになっている。余りやりとりが多いと時間とお金ばかりがかかることになると思うんですけれども、そこのフィードバックのところが整理しきれていないというか、イメージできていない。

○事務局　　そこについては、また宿題でございますけれども、次の会議にちゃんとご提示いたします。方法書の記載事項の中に当然改正条例では、その配慮書のものを入れ込む制度設計にしております。今日はそこのところをご提示しておりませんので、申し訳ございません。

（２）計画段階環境影響評価技術指針について（１）
　②計画段階環境影響評価技術指針について

○部会長　　そろそろ予定時間になったんですけれども、（２）の②計画段階環境影響評価技術指針について説明をお願いします。

○事務局　　項目のさわりだけ話をさせていただきます。資料 3 の 4 ページをご覧いただきたいと思います。

今回、配慮書の手続を導入して技術指針をつくるに当たって、技術指針に記載していく項目の全体像をここに表わしております。1 から 12 までの 12 項目ございます。かいつまんでそれぞれ説明をさせていただきます。ここには書き切れていない説明もございますけれども、そこはご了承ください。

まず、実施時期につきましては、先ほどのルート案みたいなものをイメージしていただければいいかと思いますが、事業の位置・規模又は施設の配置・構造を検討している段階で配慮書をつくりましょうということです。ただ、場所が既に決まっているような民間事業は位置や規模の検討はできませんので、その施設の中の配置や構造を検討していただく必要があります。各事業についてそれぞれ特性がございますので、その特性に応じたような柔軟な対応ができるような技術指針のつくりを考えております。

次に、複数案でございますが、複数案の考え方といたしましては、その前の 3 ページを

ご覧ください。こちらが大きな考え方でございます。一番上に表が載っておりますが、点事業は工場であったり、線事業は道路みたいなもの、面事業は面開発、土地の造成みたいなものでございます。こういった事業についてどういった複数案が考えられるかということでございますけれども、例えば点事業の発電所の場合、位置、規模を検討するのであれば立地を考えることができる。もし立地場所が決まっているようであれば、配置・構造で、例えば排水溝の位置を敷地内のどこにするか、そういったことで、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案を検討することができます。線事業については、例えば先ほどの道路のルートでございます。もし道路のルートが決まっていましたら、配置・構造で、例えば道路を高架式にするとか掘割式にするとか、が考えられるかと思います。面事業でございましたら、位置・規模が複数案を考えられるということでしたら、例えば造成の面積であったり造成の場所、もし場所が決まっているということであれば配置・構造、例えば区画整理事業の中の土地の利用の方法とかが検討できます。技術指針の規定は、こういったものをどういった事業でも適用できるようなものにしたいと考えております。今考えているのは、各事業についての例示を技術指針に記載できればと考えております。できれば次回のときに提示できればと考えております。

4 ページに戻りまして、②ゼロ・オプションの取扱いということでございますが、複数案の中でも実施しない案も一つの案として考えてもよいかどうかということでございます。こちらについては、ゼロ・オプションが現実的な場合というのは検討してもいいのではないか、例えばごみ処理場を建てる場合、ごみ処理場を建てずに既存のものをパワーアップする、それが現実的な場合はゼロ・オプションとして比較してもよいのではないかと考えております。

③の単一案の取扱いといたしましては、既に事業の緒元が固定していて決まっているものは、一つの案しか描けない。複数案が設定できないという場合は単一案を記載して、それだけもよいということを考えております。

次に、4 から 9 番の計画段階配慮事項の選定方法、調査・予測の方法ですけれども、こういったものは簡易調査、簡易予測の手法を盛り込むことを考えております。あるいは工事中の取扱いであったり社会経済面の取扱いも考えてまいります。

最終的に評価の内容でございますけれども、どれがよい、どれが悪いということではなくて、それぞれの案でどういう環境影響があるのかということを整理していくということです。最後にティアリングについてですが、配慮書で用いた調査・予測の方法を次の方法書以降の段階に用いる活用するということですが、こういった方法が取れれば望ましいので、どういう方法を用いるのかも技術指針の中に書いていきたいと考えております。

次回に詳しく説明させていただきます。

○部会長　　全体のご説明の中で聞いておきたいことがありましたらどうぞ。

○委員　　ほかの自治体で既に先行しているようなところで、できたもの、あるいは検討の案がもし入手できるようであれば、それをあわせてお願いしたいと思います。参考になると思います。

○事務局　　参考資料の3－3の先行事例を今回説明させていただこうかと考えておりました。中身について、次回揃えさせていただきます。

○部会長　　配慮書で実施した事業とかいうのは、もちろんまだないんですよね。

○事務局　　東京都ではございます。

○部会長　　実際にでき上がったドキュメントの量としては大体どれぐらいのものをイメージしているんですか、配慮書というのは。そういうイメージがあると考えやすいですよね。それにとらわれ過ぎてもいけないんでしょうけれども。

○事務局　　東京都のもので100ページぐらいのものがあるということです。

○委員　　先ほど私たちが思っていた疑問は、やっぱりある程度盛り込んでいかないといけないというのが見えました。

○部会長　　よろしいでしょうか。

（３）その他

○部会長　では、その他に移ります。。

○事務局　　来年になりますけれども、次回は技術指針の肝の検討になります。なぜこういうものが必要になったかということ、どういうことを考えてつくったかというものを含めまして、きちんとご説明した上で技術指針の検討をしていただければと思っております。
　条例は、12月議会に上程いたします。多分通っていると思いますので、そのときには施行前のものでございますけれども、お配りできると思っております。本日はどうもありがとうございました。